

家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金 Q&A 集

Q 1. 家（戸建）の持ち主ではありませんが、申込み可能ですか？
A 自ら居住する住宅であり、ご本人が工事費を支払うのであれば申込み可能です。ただし、家の持ち主の同意書（様式第4号）が必要です。
Q 2. 店舗兼住宅ですが、「家庭用」と「事業者用」のどちらで申請すればよいですか？
A 太陽光発電設備で発電された電力が住宅（居所）のみに供給されていることが明らかな場合は、「家庭用」で申請してください。太陽光発電設備で発電された電力が店舗と住宅の両方に供給されている場合は「事業者用」で申請してください。
Q 3. 市外に住んでいますが福山市に転居予定です。制度は利用できますか？
A 利用可能ですが、実績報告書の提出期限までに、引っ越し（福山市に住民登録すること）することが条件です。
Q 4. 新築で家の工事は始まっていますが、補助対象機器は工事していません。制度を利用できますか？
A 補助対象設備の契約を国の交付決定日以降に行い、市からの交付決定後に工事に着手するのであれば対象になります。
Q 5. 新築のため、交付申請書提出時点で、建物が登記されていません。登記事項証明書に代わる書類として何か提出する必要がありますか。
A 建物が登記されていない旨の説明書類（様式自由）を提出いただくとともに、建物に係る建築基準法第6条の2第1項の規定による建築確認済証又は工事請負契約書を提出してください。 また、登記事項証明書は登記後、実績報告書の提出時までに提出してください。提出がない場合は、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
Q 6. 二世帯住宅にそれぞれ太陽光発電を設置予定です。それぞれの世帯で申込みできますか？
A それぞれの世帯で申込みしてください。ただし、電力会社との契約が世帯ごとに分かれていることが条件です。
Q 7. 年度内に何度も利用できますか？
A 補助対象設備により発電した電力を使用する住宅につき、1回限りです。
Q 8. 国の補助金等と併用はできますか？
A 同一の補助対象設備に対して、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金との併用はできません。
Q 9. 太陽光発電設備の出力の計算は？
A 太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 なお、出力は小数点第2位未満切捨てになります。（例：12.345kW→12.34）
Q 10. 要件である自家消費率30%を満たさなかった場合は、どうなりますか？
A 蓄電池を設置するなど、自家消費率30%を満たすようお願いします。達成が難しい場合は、補助金を返還していただく場合があります。
Q 11. 余剰電力について、売電はできますか？
A FIT、FIP を活用しての売電はできませんが、電力会社との直接契約（相対契約）により、売電は可能です。
Q 12. 蓄電池について、V2H・EV は対象になりますか？
A 対象になりません。国の CEV 補助金等をご活用ください。

Q 1 3. 蓄電池について、1 5. 5万円/kWh（家庭用設備の場合）を超える場合はどうなりますか？
A 補助の要件となりますので、を超える場合は補助対象とはなりません。
Q 1 4. 事業費は値引き前の価格でしょうか？値引き後の価格でしょうか？
A 値引き後の価格です。値引きについては、補助対象設備ごと（太陽光発電設備、蓄電池など）の値引き額がわかる資料を添付してください。補助対象設備ごとの値引き額が分からない場合は、補助金額に影響が出る場合があります。
Q 1 5. システム系統図はどのようなものを添付すれば良いですか？
A 次のことが確認できる書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの接続関係 ・太陽光発電設備から発電した電力を家庭で使用していること ・売電する場合は、電線へ接続されていること ・蓄電池を設置する場合、太陽光発電設備から蓄電池に接続されていること (システム系統図のイメージ) (例) 「様式 2 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書 (10kW 未満の太陽光発電事業認定申請書 記載要領 P.16) 資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_02.pdf
Q 1 6. 工事の途中で交付予定額の変更がありました。補助金は増額されますか？
A 補助金交付予定額が上限となるため、増額はできません。
Q 1 7. 法定耐用年数が経過していませんが、処分したいです。手続きが必要ですか？
A 「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」(様式第 1 8 号)を提出して、承認を得てください。
Q 1 8. 自家消費に関する報告書(様式第 2 0 号)に添付する関係書類はどのようなものですか。
A 自家消費率の算定根拠となる資料の提出をお願いします。データ計測装置により把握されたもの(モニターの写真又はデータを出力したもの)を想定していますが、自家消費率算定のために必要な総発電量及び売電量が把握できるのであれば次の書類でも差し支えありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・①総発電量がわかるものの写真(パワーコンディショナーに表示される発電量等) +②小売電気事業者からの売電明細書(「購入電力量のお知らせ」等) ※①は日付がわかるように撮影・提出してください。 ※①及び②の期間は同一又は②の期間が長くなるようにしてください。 <p>例)</p>

その他、不明な点はお問い合わせください。